

京都市訓令甲第 24 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市長 門 川 大 作

別表総合教育センター所長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を削り、第9号を第3号とし、第10号を第4号とする。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長の項中「京都まなびの街生き方探究館事務局長」の右に「及び教育相談総合センター所長」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を削り、第9号を第3号とする。

別表教育相談総合センター所長の項を削る。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長の項中「子育て支援総合センターこどもみらい館長」の右に「、青少年科学センター事務局長及び野外活動施設花背山の家所長」を加え、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを削り、第9号を第3号とし、第10号を削り、第11号を第4号とする。

別表青少年科学センター事務局長の項及び野外活動施設花背山の家所長の項を削る。

別表課長（教育機関の課長を除く。）、教育環境整備室長、情報化推進総合センター所長、体育健康教育室の保健安全課長並びに生涯学習部の生涯学習推進課長及び施設運営課長の項中「並びに生涯学習部」を「、生涯学習部」に改め、「施設運営課長」の右に「、総合教育センター研修課長並びに京都まなびの街生き方探究館企画推進室長」を加え、同項の次に次の1項を加える。

- | | |
|---------------------|--|
| 教育相談総合センター
カウンセリ | (1) 支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事
(2) 1件100,000円以下の支出決定に関する事 |
|---------------------|--|

<p>ングセンター 一長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，青少年科学センター市民科学事業課長及び野外活動施設花背山の家事業課長</p>	<p>(3) 使用料その他諸収入の徴収に関する事 (4) 旅費の支出決定に関する事 (5) 水道，ガス，電気及び電話の料金，清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関する事 (6) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関する事 (7) 自動車重量税の支出決定に関する事 (8) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事 (9) 単価契約済みの物品等の調達契約に関する事 (10) 売却見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事</p>
--	---

別表教育機関の課長の項，総合教育センター研修課長の項及び京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項を削る。

別表教育相談総合センターカウンセリングセンター長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，学校歴史博物館事業課長及び野外活動施設花背山の家事業課長の項中「教育相談総合センターカウンセリングセンター長，子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長，」及び「及び野外活動施設花背山の家事業課長」を削り，同項に次の1号を加える。

- (2) 売却見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関する事。

別表青少年科学センター市民科学事業課長の項を削る。

附 則

この訓令は，平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)